

## 平成 20 年度包括外部監査結果等に対する措置計画について

平成 21 年 3 月 26 日

市長公室  
総務部  
財政部  
建設部  
下水道部  
教育委員会  
会計課  
監査委員事務局

## 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定による包括外部監査

## 2 監査を実施した期間及び報告書提出日

- (1) 監査を実施した期間 平成 20 年 8 月 25 日から平成 21 年 1 月 30 日まで  
 (2) 報告書提出日 平成 21 年 2 月 3 日

## 3 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人 公認会計士 宗和暢之  
 (2) 補助者 公認会計士 谷藤雅俊 ほか6名

## 4 監査のテーマ

小中学校施設及び下水道施設に関する財産の管理

## 5 監査の結果及び意見(48 項目)

- (1) 監査の結果(29 項目)  
**【学校施設】(8項目)**  
 ① 維持管理方針の決定  
 ② 維持管理計画の策定  
 ③ 維持管理体制の充実  
 ④ 維持管理に必要な情報の整備  
 ⑤ アセットマネジメントの観点からの点検の実施  
 ⑥ 劣化予測の実施  
 ⑦ 予防保全体制の構築  
 ⑧ 法定点検結果にしたがった修繕の実施

**【下水道施設】(8項目)**

- ① 維持管理方針の決定
- ② 維持管理計画の策定
- ③ 維持管理計画の評価とマネジメントサイクル
- ④ 維持管理に係る経費の最小化の検討
- ⑤ 維持管理体制の見直しと委託化の検討
- ⑥ 維持管理に必要な情報の整備
- ⑦ 劣化傾向の把握
- ⑧ 受益者負担の検討

### 【施設管理全体】(13項目)

- ① 全序的な視点にたった施設管理方針の策定
- ② 施設管理に係る中長期計画の策定
- ③ マネジメントサイクルの導入
- ④ 固定資産台帳の整備
- ⑤ 施設に関する情報の整備
- ⑥ 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取組み
- ⑦ PFIなど新たな手法の検討
- ⑧ 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し
- ⑨ 施設の点検、評価の充実
- ⑩ 安全点検の実施とその対応
- ⑪ 建設当初におけるライフサイクルコストを考慮した建設
- ⑫ 耐用年数の設定
- ⑬ 施設管理体制の充実

### (2) 監査の意見(19項目)

#### 【公金の不適切処理】(19項目)

- ① 再発防止のための方策
  - (ア) 法令遵守(コンプライアンス)の徹底
    - (a) 今回の事件に関する職員への周知
    - (b) 法令遵守に向けた基本方針の策定
    - (c) 職員の意識改革と職員研修の実施
  - (イ) 内部統制の整備
    - (a) 内部統制に関する評価の実施
    - (b) 発注残の認識
    - (c) 発注者と検収者の区分
    - (d) 納品時のチェック体制
    - (e) 支払時の内部統制
    - (f) 固定資産台帳の整備
    - (g) 実査の実施
    - (h) 確認の実施
  - (ウ) ガバナンス(統治機能)の整備
    - (a) あるべきガバナンスについての検討
    - (b) 首長の役割の明確化
    - (c) 監査実施体制の整備
    - (d) 課長の責任の明確化
    - (e) 外部の活用
  - (エ) 透明性の確保
    - (a) 報告制度の整備
    - (b) 仮決算の実施
    - (c) 会計制度の整備

## 6 措置計画

別紙のとおり

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
60	<p>2. 学校施設            (7) 学校施設に関する監査の結果            ① 維持管理方針の決定</p> <p>学校施設のライフサイクルコストの削減、長寿命化に向けた基本方針として、維持管理方針の策定が必要である。現在行われている学校施設の維持管理は、計画的なものとはいえず、主に安全性の観点から不具合箇所に対応するといった対症療法的な手法で行われている。今後、学校施設の老朽化が進むことを考えると、現在の対症療法的な手法から、ライフサイクルコストの削減や長寿命化も意図した予防保全的な手法に、考え方を転換する必要がある。そのためにも、新たに、ライフサイクルコストの削減や長寿命化の実施方針となる維持管理方針の策定が必要である。</p>	<p>全庁的な施設管理方針に基づくとともに、学校施設のライフサイクルコストの削減や長寿命化の実施方針となる維持管理方針の策定に向けて検討してまいります。            （教育委員会総務課）</p>
60	<p>② 維持管理計画の策定</p> <p>維持管理方針の実現に向け、維持管理計画の策定が必要となる。維持管理計画では、具体的な維持管理に関する中長期計画、年度計画の策定が必要となる。</p> <p>このように学校施設の長寿命化を図るために、実施時期など、どのように大規模修繕を行っていくかを中長期計画では示す必要がある。また、中長期計画では、通常修繕についても、その概要を計画化して示す必要がある。さらに、中長期計画は、学校施設毎に、改築（建替え）、大規模改修、大規模修繕及び通常修繕に係る全ての費用を含んだライフサイクルコストの縮減を検討したうえで策定する必要がある。</p> <p>次に、年度計画では、中長期計画に基づき、各年度の大規模修繕計画や通常修繕の計画が示されることになる。通常修繕の計画では、予防保全的な観点から点検を実施し、点検結果に基づいた修繕計画を示す必要がある。</p>	<p>①における方針策定とともに、中長期計画、年度計画を盛り込んだ維持管理計画の策定に向けて検討してまいります。            （教育委員会総務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
61	<p>③ 維持管理体制の充実</p> <p>アセットマネジメントの観点から施設管理を行っていくためには、教育委員会だけではなく、財政課、建築住宅課など関連他部署とも協力し、全局的に取り組むことが必要である。</p> <p>これまででは、修繕の必要性などを教育委員会で判断し、財政課に予算要求を行うことで修繕は行われてきたが、今後は、中長期的な観点から施設管理を所管する組織を設け、全局的な体制で施設の維持管理を行うべきである。</p>	<p>アセットマネジメントの観点からの維持管理体制については、全局的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>
61	<p>④ 維持管理に必要な情報の整備</p> <p>現在、学校施設の維持管理に関する主な情報は、公立学校施設台帳に記載されている。しかし、公立学校施設台帳は、面積など物量情報が中心で、金額情報は記載されていない。</p> <p>まずはアセットマネジメントの観点から、マネジメントに必要となる情報をリストアップし、次に、これらの情報の整備を行う必要がある。</p>	<p>アセットマネジメントに必要となる情報の整備については、平成21年度から整備を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>
61	<p>⑤ アセットマネジメントの観点からの点検の実施</p> <p>施設管理にアセットマネジメントの考え方を導入するためには、先に説明した物量情報、金額情報のほか、施設の利用状況や修繕箇所など施設の現況について正しく把握し、データ化することが必要である。</p> <p>アセットマネジメントの考え方を導入するためには、施設の長寿命化に着目した点検を実施し、施設管理計画の策定などに活用する必要がある。</p>	<p>現在、小中学校施設で消防法や建築基準法などによる法定点検など、隨時自主点検・調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検に加え、施設の長寿命化に着目した点検項目の追加等も検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
62	<p><b>⑥劣化予測の実施</b></p> <p>維持管理計画を策定するためには、学校施設の状況に関するデータを整備し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。</p> <p>劣化傾向を把握することで、劣化予測がある程度可能となり、維持管理計画の精度も向上することになる。</p>	<p>劣化予測の実施につきましては、その劣化予測に必要な学校施設のデータを検討して、整備してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>
62	<p><b>⑦予防保全体制の構築</b></p> <p>施設の劣化予測、健全度評価を継続的、定期的に行っていくためには、施設に対する点検プロセスをマニュアル化し、作業の標準化を図ることが有効である。現在行われている目視による定期点検は、教育委員会にて専門性を有する非常勤職員が自らの経験と裁量でもって実施しているが、今後は劣化予測、健全度評価を属人的ではなく、組織的に行っていく必要がある。そのためには、点検項目、作業手順等を標準化、マニュアル化し同一の水準により、点検作業を組織的に実施できる体制を整える必要がある。</p>	<p>予防保全体制の構築につきましては、点検項目、作業手順等をマニュアル化し同一の水準により、組織的に点検作業が実施できる体制を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>
62	<p><b>⑧法定点検結果にしたがった修繕の実施</b></p> <p>平成19年に実施された法定点検の結果、D評価となったものについて、現時点で修繕が未実施となっている箇所が多く存在する。D評価は補修、修繕が必要とする箇所であり、早急に修繕を実施すべきである。また、仮に、予算等から緊急の修繕が困難な場合には、修繕を行わないまでも安全性が損なわれないように最低限の措置が必要である。さらに、D評価の箇所については、今後の対応方法を明確にするとともに、修繕の未実施、修繕の終了といった顛末を明らかにすべきである。</p>	<p>平成19年度に実施した、建築基準法に基づく点検結果でD評価の298項目については、早急に修繕計画を立て、優先度に基づき順次措置するとともに、顛末を明確にしてまいります。</p> <p>なお、措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

(結果分) 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 下水道部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
86	<p>3. 下水道施設</p> <p>(9) 下水道施設に関する監査の結果</p> <p>①維持管理方針の決定</p> <p>管渠のライフサイクルコストの削減、長寿命化に向けた基本方針として、維持管理方針の策定が必要である。今後、管渠の老朽化が進むことを考えると、対症療法的な対応方法から、ライフサイクルコストの削減や管渠の長寿命化を意図した予防保全的な点検や修繕の実施に、考え方を転換する必要がある。そのためにも、ライフサイクルコストの削減や長寿命化に向けた基本方針となる維持管理方針の決定が必要である。</p> <p>維持管理方針では、管渠に求められる機能と最少の経費でその機能を維持するための方策が示される必要がある。管渠に求められる機能については、まず管渠の機能をどの程度の水準で維持するのかを定める必要がある。また、経費についても、管理水準を確保するための単年度の修繕費だけでなく、ライフサイクルコストや更新費用も含めた全体費用（トータルコスト）の最少化を検討する必要がある。このように維持管理方針として、市が行う管理水準とトータルコストの最少化のための方策を示す必要がある。</p>	<p>今後、管渠の老朽化が進むことは必至の状況であり、その機能を継続的に維持していくためにも、ライフサイクルコストの削減や長寿命化を意識した下水道施設の維持管理方針の策定に向けて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(施設管理課、業務課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
87	<p>②維持管理計画の策定</p> <p>維持管理方針の実施に向けて維持管理計画の策定が必要となる。維持管理計画としては、具体的な維持管理に関する中長期計画、年度計画及び修繕計画の策定が必要となる。</p>	<p>下水道施設の適切な機能維持のためにも、方針策定とともに、具体的な維持管理計画の策定に向けて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（施設管理課）</p>
87	<p>③維持管理計画の評価とマネジメントサイクル</p> <p>管渠の維持管理は、維持管理方針、維持管理計画にしたがって、管渠のライフラインとしての機能の維持とトータルコストの削減に向けた取組みが進められることになる。そこで、実際に維持管理方針や維持管理計画にしたがって管渠の維持管理が行われているかどうかの評価が必要となる。評価では大規模修繕や修繕、点検の実施状況のほか、トータルコストの削減状況についての評価も必要である。さらに、評価の結果を受け、必要に応じて維持管理計画を見直すなど、マネジメントサイクルを機能させることが重要である。今後は管渠の維持管理においても、マネジメントサイクルを機能させるなど、マネジメントの考え方を導入すべきである。</p>	<p>今後、下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討に合わせて、計画評価及びマネジメントサイクルの考え方の導入について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課、施設管理課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 下水道部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
88	<p>④維持管理に係る経費の最少化の検討</p> <p>現在、維持管理は、おおよそ前年度と同額の予算のもとで行われており、そのため管渠の老朽化に伴う不具合の増加に対応した修繕が行われているとは言い難い。しかし、一方で、市の財政状況を鑑みると今後も維持管理に必要な所要額を確保することが難しい状況にある。そこで、維持管理に要する費用の平準化とライフサイクルコストの削減に向けた取組みが必要となる。</p> <p>トータルコストの削減に向けては、設定した管理水準を達成するために今後、必要となる更新、大規模修繕及び修繕のための費用を見積もり、財務シミュレーションを繰り返すことで、どのように施設の維持管理を行うことが、最もトータルコストを最少化できるのかを検討することが必要である。</p> <p>なお、より精緻な財務シミュレーションを行うためには、財務シミュレーションの前提となる劣化予測などの条件を求める必要がある。そのため、劣化予測などを行う上で必要となる情報の整備などが今後は必要となる。</p>	<p>限られた財源で維持管理していくために、費用の平準化や財務シミュレーションによるライフサイクルコストの比較検討を行うなど、今後、維持管理計画の策定にあたり、トータルコストの最少化についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名　下水道部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
88	<p>⑤維持管理体制の見直しと委託化の検討</p> <p>管渠の維持管理だけではなく、水路の清掃や草刈りといった水路の維持管理も担当しているため、常時、管渠の点検や補修などの維持管理に携わることができない状況にある。このことが、対症療法的な対応となっている一因と考えられる。</p> <p>また、管渠の維持管理に係わる職員には、高度な専門的技術と経験が求められるが、職員の採用が抑制されている現状から、今後は技術継承が困難になることも予想される。そこで、長期的な視野を持って管渠の維持管理体制の充実を検討する必要がある。</p> <p>費用削減については維持管理に要するトータルコスト削減の観点から検討すべきである。</p> <p>そこで、維持管理体制の充実とトータルコストの削減に対応するため、管渠の維持管理業務の外部委託を検討することが有効である。外部委託により、職員が持つ技術、能力を最大限に活用し効果的な維持管理を実施することで管理水準の維持とともにトータルコストの削減も可能になるものと考えられる。</p> <p>維持管理業務の外部委託化に向けては、リスクの負担（市と委託先とのリスクの負担関係）や効率化の効果などについて、十分に検討を行ったうえで判断する必要がある。</p>	<p>限られた職員数及び財源のなかで、効果的に維持管理ができるよう、外部委託化によるリスクの検討も含め、効率的な維持管理体制について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（施設管理課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名　下水道部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
89	<p>⑥維持管理に必要な情報の整備</p> <p>ライフサイクルコストを含めたトータルコストの削減に向けた維持管理計画を策定するためには、管渠の設計記録、点検結果や過去の修繕履歴などのデータの整備が必要である。現状では、これらのデータが整備されておらず、今後、点検結果などのデータを把握し整備することが必要である。データの整備に向けては、整備するデータの範囲とこれらのデータをどのように整備するのかを明確にすることが必要である。また、データの整備には一定期間を要するものと思われる所以、データ整備に向けたスケジュールの立案も必要となる。</p> <p>また、データの整備が進めば劣化予測など也可能になると考えられ、計画的な大規模修繕の実施など計画的な管渠の維持管理が可能となる。</p> <p>管渠の維持管理に視点をあてたマネジメントを行う上で、現在のデータの整備では不十分である。マネジメントに必要不可欠なデータの範囲を検討し、データの整備を進める必要がある。</p>	<p>管渠等のライフサイクルコストの算定や劣化予測をするためには、過去の点検及び修繕履歴等の把握の必要性を認識しておりますが、これまで建設した下水道資産の量が膨大であることから、今後、データ整備スケジュールを含め、維持管理に必要なデータの整備を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(施設管理課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名　下水道部

報告 書頁	指　摘　事　項　等	対　応　策（担当課）
89	<p>⑦劣化傾向の把握</p> <p>維持管理計画を策定するためには、管渠の状況に関するデータを整備し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。管渠の劣化予測のためには、劣化モデルの予測式を理論的に導き出すことは困難であるため、まずは管渠の劣化傾向の把握から着手することが現実的である。</p> <p>現状のように、重度の損傷が発見された時点でその損傷箇所の修繕を実施する対症療法的な対応ではなく、今後は将来的に損傷が予想される箇所に対して、中長期的な視点に基づいた処置を施す予防保全的な維持管理を実施するためには、管渠のどの部分にどのような損傷がいつごろ生じるおそれがあるのかといった劣化傾向を把握しておく必要がある。</p>	<p>将来の管渠劣化を確実に予測することまでは困難ですが、今後、管渠の現況を調査することなどにより、劣化傾向の把握について、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（施設管理課、業務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
90	<p>⑧受益者負担の検討</p> <p>損益計算書の推移からもわかるとおり、現在の経営状況では純損失の解消が困難な状況である。また、管渠の老朽化に伴い、今後、維持管理費用の増加が予想される。したがって、計画的に大規模修繕を行うことで、ライフサイクルコストを削減するとともに修繕費の平準化に取り組むことが必要不可欠である。</p> <p>管渠の老朽化に伴い分流式下水道の汚水に関する資本費及び維持管理費も増加することが予想されることから、将来世代へ負担を先送りしないためにも下水道料金の検討が必要となる。そこで、下水道料金の検討にあたっては、分流式下水道の汚水に関する資本費と維持管理費について、修繕費のほかライフサイクルコストや更新に係る経費など、今後、発生が予想されるトータルコストを基礎に検討することが必要となる。また、今後、市としてトータルコストをどのように削減するのかといった方針を示すことが、下水道料金の検討を行ううえでの前提となる。</p>	<p>今後、増加が予想される維持管理費等が下水道の経営に影響を与えることから、下水道使用料など受益者への負担については、景気等社会的情勢も考慮して慎重に検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、建設部、下水道部、教育委員会

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
91	<p>4. 施設管理の全体に関する監査の結果</p> <p>(1) 全庁的な視点にたった施設管理方針の策定          今後、財政状況が厳しさを増すなか、施設管理は、全庁的な指針の下、施設間の優先順位にも考慮しながら、効率的、効果的に施設の管理を行っていく必要がある。そのためには、全庁的な施設管理の方針を示した施設管理方針を策定することが必要となる。</p>	<p>全庁的な施設管理の方針を策定することは、公共施設のライフサイクルコストの削減や施設更新に係る支出の平準化等を図る上で有効であると考えられることから、方針の策定に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>
92	<p>(2) 施設管理に係る中長期計画の策定          将来にわたって、各年度の維持管理費や更新費用など施設関連費用が、どのように発生するかを、財務シミュレーションなども用いて予想するとともに、費用の縮減と平準化のための方策を検討したうえで、施設の維持管理に関する中長期計画を策定する必要がある。施設の老朽化に対応するためには、計画的、戦略的な施設関連費用の縮減と平準化を検討する必要がある。</p>	<p>(1) における方針策定とともに、施設の維持管理に関する中長期計画の策定に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、建設部、下水道部、教育委員会

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
92	<p>(3) マネジメントサイクルの導入</p> <p>施設毎に、毎年度、あらかじめ、どのような水準のサービスを維持するか、また、そのためにどの程度の費用の発生を見込むのかといった、サービス水準と費用について事前に目標設定を行い、事後的に目標の達成状況を評価し、目標が未達成の場合には改善を進めるといった目標管理の手法を導入すべきである。</p>	<p>公の施設の管理について、マネジメントサイクルの導入に向け、具体的な評価スキーム等について検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課）</p>
92	<p>(4) 固定資産台帳の整備</p> <p>現在、全国の自治体で、公会計制度改革が推進されている。今回の公会計制度改革では、資産、債務管理の充実のために固定資産台帳の整備が求められており、盛岡市としても早急に、固定資産台帳の整備に取り組むべきである。施設の管理について、マネジメントの発想が欠如している理由として、施設に関する財務情報の不足が挙げられる。現在の官庁会計では、施設の取得価額や減価償却費を含めた維持管理費を把握することができず、そのことが、施設のマネジメントを行う上での大きな障害となっている。</p> <p>固定資産台帳の整備を進めるにあたっては、財政課など財務情報を所管する部署のほか、実際に施設の維持管理を行っている部署も含めたプロジェクトチームを編成し、施設の維持管理に利用可能な台帳を整備する必要がある。</p>	<p>公会計の整備については、H20年度決算から財務書類を作成する予定としている。その中で全庁的な取り組みが必要となるので、その進め方について検討してまいります。</p> <p>（財政課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、建設部、下水道部、教育委員会

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
93	<p><b>(5) 施設に関する情報の整備</b></p> <p>施設管理にマネジメントの考え方を導入するためには、固定資産台帳の整備による財務情報の整備に加えて、施設に関する非財務情報の整備も必要である。現在、施設の設計、建築方法や過去の修繕の状況などの非財務情報の多くは、電子データ化されていない状態で各課が保管しているが、電子データとしてデータベース化した上で、一元管理することが必要である。</p>	<p>固定資産台帳を整備する過程で、施設管理に伴う建築方法や過去の修繕の状況などの情報の集約方法等についても、所管各課と協議し検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>
93	<p><b>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取組み</b></p> <p>現在、盛岡市の施設管理は、不具合の箇所に対症療法的な手法で対応しているが、今後は、施設の長寿命化を図ることが必要である。老朽化が進んだ施設に対して大規模修繕を行い長寿命化を図ることで、将来の修繕費などの維持管理費を削減するとともに、更新費用の発生を繰り延べることで、施設のライフサイクルコストの縮減が可能である。施設毎に、どのように大規模修繕を行うことがライフサイクルコストの最少化に効果的なのかの検証を行う必要がある。</p>	<p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向け、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、建設部、下水道部、教育委員会

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
93	<p>(7) PFIなど新たな手法の検討</p> <p>今後、経済成長が見込めず財政状況が厳しさを増すなか、自治体においても、資産を持たない経営を志向することも重要である。全庁的に資産をスリム化することは、負債の削減にもつながることになる。バブル経済の破たんで財務体质が悪化した民間企業の多くでも資産のスリム化が進められた。資産のスリム化に向けた具体的な手法としては、民間施設を活用やPFI手法の導入などが考えられる。神奈川県などでは、一定規模以上の投資は、すべてPFI手法の導入可能性が検討されることとなっているが、盛岡市においても、資産のスリム化に効果的なこれらの手法については、積極的に導入することが求められる。</p>	<p>財政状況が厳しさを増し、多額の社会資本の更新費用の確保が困難となっていく中、民間施設の活用やPFI手法による社会資本の整備は、資金調達や資産所有に係るリスクを民間業者が受け持つことで、市の財政負担の軽減や資産のスリム化につながるものであり、効果的で効率的な公的サービスを提供するうえで有効な手段であることから、平成17年に策定した「盛岡市PFI導入基本方針」等に基づき、適切な事業について導入を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行財政改革推進課)</p>
93	<p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し</p> <p>盛岡市では、施設管理に関する規則として、「市有建築物保全計画実施要綱」（以下、「要綱」）が設けられている。第2監査の結果 1. 共通事項 (5) 盛岡市の施設管理の現状で指摘したとおり、「要綱」が対象とする建築物には、庁舎や市営住宅などは含むが、その一方で、学校（市立高校は除く）や下水道部管理施設は対象外とされている。そのため、「要綱」において対象外とされた建築物については、施設管理に関する規定が整備されていないのが現状である。したがって、「要綱」で対象外とされている施設についても、先に説明した施設管理方針にしたがった規定の整備が必要である。また、現在の「要綱」についても施設管理方針に沿った見直しが必要である。</p>	<p>指摘のありました対象建築物などの拡大等、施設管理方針の全庁的検討結果に合わせた要綱の見直しを検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、建設部、下水道部、教育委員会

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
94	<p><b>(9) 施設の点検、評価の充実</b></p> <p>施設の安全性を継続的に維持するためには、不具合の箇所を発見し、これに対症療法的に対応するだけでなく、予防保全的な観点から施設の点検、評価を行うことが必要である。また、予防保全的な点検、評価により、施設の長寿命化につなげることも可能である。現在行われている安全性に重点を置いた点検、評価に加えて、予防保全的な観点からの点検、評価についても点検項目として加えるべきである。</p>	<p>現在、各施設で、消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時点検、調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検、評価に加え、予防保全的な観点からの点検項目の追加等も検討してまいります。          (行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>
94	<p><b>(10) 安全点検の実施とその対応</b></p> <p>今回の包括外部監査において、具体的な検証の対象とした小中学校施設及び下水道施設では、いずれにおいても点検の結果、施設に問題があるとされたにも関わらず、修繕などの措置が行われていないものが発見された。点検の結果、問題があると指摘された箇所は、いずれも市民の安全性に被害が及ぶ可能性を含んでいる。指摘箇所については、安全上、問題が生じないように早急に措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、小中学校施設及び下水道施設以外にも、点検の結果、問題点が指摘されているにも関わらず、措置が行われていないものが、ないかどうかを確認し、措置が行われていないものがあれば、早急に措置を講ずる必要がある。</p>	<p>小中学校施設及び下水道施設で指摘された事項につきましては、修繕計画を立て、早期に措置します。</p> <p>また、それ以外において、点検結果の措置状況を確認するとともに、措置が行われていないものがある場合は、適切に措置してまいります。</p> <p>なお、措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。          (行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、建設部、下水道部、教育委員会

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
94	<p><b>(11) 建設当初におけるライフサイクルコストを考慮した建設</b></p> <p>施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を進めるためには、建設時からライフサイクルコストの縮減を考慮した設計、建設を行うことが重要である。</p> <p>施設の建設にあたっては、設計、建設時にライフサイクルコストの縮減への考慮が十分になされているかどうかをチェックする仕組みを導入すべきである。</p>	<p>これまでも、施設の建設にあたっては、設計、建設時に事業費の縮減やランニングコストについて考慮してまいりましたが、今後は、ライフサイクルコストの縮減と縮減への考慮が十分なされているかチェックする仕組みの導入について検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課）</p>
94	<p><b>(12) 耐用年数の設定</b></p> <p>施設管理に係る中長期計画を策定するためには、施設毎の耐用年数を設定することが必要である。既存の施設について耐用年数の設定を行うとともに、現時点での経過年数を把握する必要がある。また、新たに建設する施設についても、耐用年数を設定し、施設の中長期の管理に役立てるべきである。</p>	<p>施設の新設、改修、中長期計画の策定などを行う際には、その施設の構造、用途にあった耐用年数の設定を行い、施設の中長期的な施設管理計画の策定に役立ててまいります。</p> <p>（行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課）</p>
95	<p><b>(13) 施設管理体制の充実</b></p> <p>施設管理方針の策定に伴い、全庁的に統一した方針のもと施設管理を行っていくことに対応し、施設管理体制の充実が必要である。管財課や建築住宅課といった施設管理に直接関連する部署や財政課など財務情報に係る部署が連携し、施設を資産としてマネジメントできる体制を構築する必要がある。</p>	<p>アセットマネジメントに関する市の対応について検討を進めながら、体制の整備のあり方についても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、会計課、監査委員事務局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
105	<p>2 公金の不適切な処理について            (4) 監査の意見            ④ 再発防止の方策            (7) 法令順守（コンプライアンス）の徹底            (a) 今回の事件に関する職員への周知            今回の不適切な処理は合規性の観点からも重大な問題であることを、職員研修等をとおして職員全員が認識を徹底する必要がある。</p>	<p>平成21年度から管理職を対象に公金の適正な取扱いを始めとした法令順守の意識を徹底するための研修を実施します。また、各職階別の研修においても法令順守の徹底に関する研修を取り入れるとともに、現行の庶務担当者研修の充実を図ってまいります。職場においては、管理職が中心となって職場研修を実施することにより、公金の経理事務の適正な執行に対する意識改革を進めてまいります。            (職員課)</p>
105	<p>(b) 法令順守に向けた基本方針の策定            法令順守に関する基本方針の策定が必要である。基本方針では法令順守の重要性を改めて明確にするとともに、職員に求められる倫理基準を示し、さらに法令順守に向けた具体的な取り組み方策を示す必要がある。また、基本方針では、法令等に違反した場合、市として厳しい対応で臨むことを明らかにすべきである。</p>	<p>職員の法令順守の推進体制に関する条例を制定し、職員を始め、市民及び業者等へも市の取り組み姿勢を明確にいたします。この条例に基づき法令順守に関する方針を定め職員の行動規範の確立を図るほか、庁内委員会の設置などチェックが機能する体制の整備を平成21年度内の施行を目指し取り組んでまいります。また、法令違反を行った職員に対する市の厳しい姿勢についても併せて明確にしてまいります。            (職員課)</p>
105	<p>(c) 職員の意識改革と職員研修の実施            法令順守の重要性について、その意識を職員に徹底するため、職員研修等の実施が必要である。なお、当該職員研修は、継続的に実施することが必要であり、また、新たに採用された職員や、管理職への昇格時などは特に必要である。</p>	<p>前述(a)の対応策として実施する職員研修につきましては、平成21年度から全管理職員を対象として実施するほか、新採用職員や係長級昇任者を対象とした研修をはじめとして、広い年齢層の職員を対象に継続して実施してまいります。            (職員課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、会計課、監査委員事務局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
106	(a) 内部統制の整備  内部統制に関する評価の実施  不適切な処理の発生を防ぐといった観点から、現在の内部統制に問題点（弱点）がないかどうか、内部統制の評価を行うことが必要である。	公金の適正な執行など管理職を含めた職員の法令順守に対する意識の問題、各職場における職場研修実施の問題、予算を使い切るのではなく最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則の徹底の問題等があると考えられることから、内部規程の整備や各種研修の実施などを検討してまいります。 (財政課)
106	(b) 発注残の認識  課長の承認の後、発注を行ったものについて、発注残リストを作成し、納品の都度、発注残リストの消し込みを行う必要がある。このことにより、発注と納品の同一の確認や差替え、年度越え等の防止が可能となる。	現行の事務処理で対応してまいります。物品購入は、原則として財務会計システムに入力し承認を得た時点で「支出負担行為」伝票として記録され納品後請求内容と一致することを確認の上支払を行っていることから、なお一層正確な運用を図ってまいります。 (財政課)
106	(c) 発注者と検収者の区分  現在、発注者と検収者は同一の者であるが、両者は別の者が行うべきである。	小中学校など事務職員が1名のみの所属を除き平成21年度から徹底するようにいたします。 (財政課)
106	(d) 納品時のチェック体制  消耗品や備品など、現品の納品時に、検収者は現品と納品書の突合を行い、その一致を確かめ、納品書に検収印を押印する必要がある。その納品書は一定期間保管する必要がある。	納品時に、現品と、納品書及び見積書と突合を行うこととしますが、物品の性質上、納品書を徵し難いものもありますので、その取扱いや納品書の保管期間等については、平成21年度（上半期）に検討します。 (契約検査課)

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、会計課、監査委員事務局

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
106	(e) 支払時の内部統制  支払時には、請求書と納品書との突合を行う必要がある。請求書には、請求の対象となった取引明細を添付することとし、取引明細と納品書を突合する必要がある。	現行の請求書では、明細を明らかにして確認を行っていますが、今後は検査が有効に機能していくように見直しを行い、不正防止に努めてまいります。  (契約検査課)
107	(f) 固定資産台帳の整備  自治体では公会計制度改革が進められており、盛岡市においても、固定資産台帳を整備することが急務である。	公会計の整備については、H20年度決算から財務書類を作成する予定としている。その中で全庁的な取り組みが必要となるので、その進め方について検討してまいります。  (財政課)
107	(g) 実査の実施  情報セキュリティの観点からも、一定の時点で、固定資産台帳と現物との突合を行う必要がある。具体的には、パソコン等の固定資産には、購入時に固定資産番号が記されたシールを添付し、一定の時点毎(通常は、年度末の1回か、9月末との年2回程度)に固定資産台帳に記入された固定資産番号を基に、台帳と現物との一致を確認すべきである。実際の一致の確認は各課で行い、確認の結果を会計課に報告する方法が考えられる。また、会計課としても、いくつかの部署を選び、実際に実査を実施することが、効率的で効果的である。	今後、備品台帳と現物との突合の方法について検討してまいります。  各課の課長等は、会計課が出力した当該年度に購入した備品一覧表に基づき、現品を突合のうえ会計管理者へ報告するものとします。  会計管理者は、各課長等からの報告結果を受けて、その中から抽出して備品台帳と現品の突合をするものとします。  (会計課)
107	(h) 確認の実施  年度末など一定の時点で取引先に対して債権、債務残高の確認を行うことにより預け金等の発生を防ぐことができる。	物品等の取引業者に対して、時期を定めて債権、債務残高の確認を行うことは一つの手段と考えるので、今後、有効性等その手法について検討してまいります。  (財政課)

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、会計課、監査委員事務局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
108	<p>(a) ガバナンスの整備</p> <p>(a) あるべきガバナンスについての検討 今回の公金の不適切な処理を契機に、現在のガバナンスが、適切な会計処理を行うために実質的に機能するものとなっているかどうかを、改めて、検討する必要がある。</p>	<p>適切な会計処理を実現するため、市のガバナンスがチェックアンドバランスの機能を十分に果たし、透明性、健全性、遵法性の確保と市民への説明責任を果たせるよう、それぞれの役割を再確認してまいります。 (職員課)</p>
108	<p>(b) 首長の役割の明確化</p> <p>首長は決算書が正しく作成されていることを議会に言明すべきであり、そのことが監査の充実と内部統制の整備につながることになる。</p>	<p>財政健全化法が施行され、各会計を連結で処理し財政指標を示すなど、より決算調書の重要度が増す中で監査を含めた関係機関を含め、その取り組みについて検討してまいります。 (財政課)</p>
108	<p>(c) 監査実施体制の整備</p> <p>監査委員監査において、これまで公金の不適切な処理が見逃されてきたことの責任は重大である。監査の独立性を高めるための方策を検討すべきであり、具体的には、監査委員監査について外部の協力を仰ぐことや監査委員事務局のスタッフに市の職員以外の者を加えることが考えられる。</p>	<p>不適切な経理処理を防ぐための監査方法の見直しに併せ、その権限や独立性を高めるために必要な監査委員及び監査委員事務局体制の見直しを検討してまいります。 (職員課、監査委員事務局監査課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、会計課、監査委員事務局

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
109	(d) 課長の責任の明確化  今回の公金の不適切な処理について、ある程度認識していたとする者から、全くその事実を知らなかったとする者まで様々であった。公金の不適切な処理を許さないことはもちろんのこと、今回を契機に、課長に対して、改めて組織の責任者として、課長の管理責任を明確にすべきである。	所属長としての課長職の責任が重大であることは明らかであり、その管理者責任を厳密に果たせるよう研修等を活用し徹底してまいります。 (職員課)
109	(e) 外部の活用  今回の内部調査については、その調査の実施そのものは職員によって行われたものであり、外部委員の利用方法には見直すべき点がある。今後、仮に、類似の事件が発生した場合には、個別外部監査を活用するなど、調査そのものにも外部の視点を加えるべきである。	今回の調査は、関係職員からの聞き取りや、関係課が保存している書類と業者の帳簿との突合作業により事実関係の確認を行ったものであり、調査が比較的容易で専門性が要求されるものでなかったことから、職員による調査を行った後、調査結果の確認と検証を外部の委員にお願いし、結果に客観性を持たせたものであります。  今後、仮に類似の事案が生じ、調査に専門的知識が求められる場合においては、個別外部監査を導入する等、事案の内容に応じて適切な対応を行ってまいります。 (行財政改革推進課)

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市長公室、総務部、財政部、会計課、監査委員事務局

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
110	<p>(I) 透明性の確保</p> <p>(a) 報告制度の整備</p> <p>今後、仮に、預け金や年度越えといった特殊なケースが生じた場合、担当者は速やかに課長に報告し、改善に向けた指示を仰ぐべきである。そのためには、担当者から課長に、定期的（例えば、月末や四半期毎）に会計処理の状況を報告する制度を構築すべきである。</p>	<p>所属单位で、管理者である課長等に対し、定期的に会計経理状況を報告する制度について検討してまいります。 (職員課、財政課)</p>
110	<p>(b) 仮決算の実施</p> <p>3月末の決算に先立ち、各課において未払金、前払金を把握し、その結果を財政課に報告し、財政課の指導のもと、前払金については業者から現金の回収、未払金については支払いや繰越の処理を行うべきである。</p>	<p>現行では、一定時期を経過した未払金については各課での認知度が低いところもあることから、年度末前に決算見込額調書を提出するなど連携した取り組みについて検討してまいります。 (財政課)</p>
111	<p>(c) 会計制度の整備</p> <p>今回の公会計制度改革を契機に、速やかに固定資産台帳など資産、債務に関する情報を整備し、また複式簿記の導入に向けても迅速に取り組む必要がある。</p>	<p>本市においてもH20年度決算から公会計制度改革に取り組み財務書類を作成する予定となっていることから、その手法について、検討してまいります。 (財政課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。